

第78回埼玉県国土利用計画審議会議事録

会 議 の 概 要

- 1 会議の日時及び場所
令和6年7月30日（火） 午前10時から午前11時30分まで
知事公館 2階 中会議室（オンライン併用）
- 2 委員の出欠状況 別紙1のとおり
- 3 出席委員 別紙2のとおり
- 4 議事内容及び審議結果
 - (1) 埼玉県土地利用基本計画の変更（熊谷・坂戸農業地域の縮小）について（諮問）

知事から諮問のあった埼玉県土地利用基本計画の変更（案）（熊谷・坂戸農業地域の縮小）について報告を受け、質疑を行った結果、原案どおり承認する答申を行った。
 - (2) 埼玉県土地利用基本計画（森林地域）の変更に係る事前の意見聴取について（諮問）

知事から諮問のあった埼玉県土地利用基本計画（森林地域）の変更について事前の報告を受け、質疑を行った結果、原案どおり承認する答申を行った。
- 5 議事の経過 別紙3のとおり

第 7 8 回 埼玉県国土利用計画審議会委員の出欠状況

	氏 名	現 職	専門分野等	出欠
1	逢澤圭一郎	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
2	新井 一徳	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
3	石崎 涼子	森林総合研究所林業経営・政策研究領域チーフ長	森 林	出席
4	井上 航	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
5	内海 麻利	駒澤大学法学部 教授	都市計画	出席
6	○岡庭 丈夫	埼玉県農業会議 副会長	農 業	出席
7	奥 真美	東京都立大学都市環境学部 教授	環境全般	欠席
8	小口 千明	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	自然環境保全	出席
9	◎黒川 文子	獨協大学経済学部 教授	産 業	出席
10	杉田 茂実	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
11	高田 和幸	東京電機大学理工学部 教授	交通問題	出席
12	武内 政文	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
13	知花 武佳	政策研究大学院大学 教授	防 災	出席
14	野口 祐子	日本工業大学建築学部 教授	社会福祉	出席
15	保谷 武	埼玉県議会議員	地方行財政	欠席
16	安川 千春	不動産鑑定士	土地問題	出席

※ 五十音順。敬称略。 ◎は会長、○は会長代理
委員 16 名中、出席委員 14 名、欠席委員 2 名

第78回 埼玉県国土利用計画審議会 出席職員名簿

所 属	職 名	課 長 名
企画財政部 土地水政策課	課 長	小 山 省 吾
環境部 みどり自然課	課 長	高 橋 和 宏
農林部 農業政策課	課 長	中 村 真 也
農林部 森づくり課	課 長	鈴 木 英 雄
都市整備部 都市計画課	課 長	石 川 修
都市整備部 産業基盤対策幹	産業基盤対策幹	武 田 敦 弘

○司会（奥重土地水政策課主幹） 定刻より早いですが、皆様お揃いになりましたので始めさせていただければと思います。ただいまから第78回埼玉県国土利用計画審議会を開催いたします。私は、本日の進行を務めます土地水政策課主幹の奥重と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、地域経営局長の中村から御挨拶を申し上げます。

○中村地域経営局長 皆さま、おはようございます。埼玉県企画財政部地域経営局長の中村でございます。委員の皆様には、御多忙にもかかわらず、第78回埼玉県国土利用計画審議会に御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。また、日頃から県政全般にわたり御指導、御鞭撻を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

当審議会は、国土利用計画法第38条に基づき設置をされてございまして、本日は、「埼玉県土地利用基本計画の変更について」、「埼玉県土地利用基本計画（森林地域）の変更にかかる事前の意見聴取について」の2件について御審議をお願いするものでございます。

土地利用基本計画は、県土利用の利用方向などを定めた計画書と、都市計画と農業振興地域整備計画などの諸計画を束ねる計画図で構成をされているものでございます。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。本日は、委員の皆様から、専門的な観点、また大所高所からの御意見を承りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

結びに、皆様のますますの御活躍と御健勝を祈念させていただきまして、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会 次に、審議会の進行につきまして御連絡をさせていただきます。進行につきましては、審議会規則に則って進めさせていただきます。

ここで、ウェブで参加されている委員の皆様におかれましては、何点かお願いしたい点を申し上げます。映像については、ビデオ開始状態といたしまして、マイクは原則ミュートとしてください。発言する時にミュートを解除していただければと思います。また、発言するときは画面上で手を挙げていただくか、もしくはZoomの挙手ボタンを活用していただければと存じます。

次に、本日の委員の出席状況を報告いたします。委員総数16名中、出席委員14名で、本日の会議は、審議会規則第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしております。

次に、資料の確認をさせていただきます。こちらから事前にお送りしたものは、次第、委員名簿、資料1-1及び1-2、資料2-1から2-3、参考資料1から3でございます。ここで、会場の皆様はタブレットで映しておりますが、ちょっとタブが見づらいと思いますので、画面の左から順番に、次第、委員名簿がございまして、あと当日補足の追加資料も合わせて映してありますので、説明の順番に従って左から順番にPDFのタブを切り替えていただければと存じます。

続きまして、次第の3、委員紹介でございます。大変申し訳ございませんが、今回はお名前だけの御紹介とさせていただきます。

委員の皆様をお手元の名簿の順に御紹介をさせていただきます。

逢澤圭一郎委員でございます。

新井一徳委員でございます。

石崎涼子委員でございます。

井上航委員でございます。

内海麻利委員でございます。

岡庭丈夫委員でございます。

奥真美委員ですが、本日、所用のため欠席でございます。

小口千明委員でございます。

黒川文子委員でございます。

杉田茂実委員でございます。

高田和幸委員でございます。

武内政文委員でございます。

知花武佳委員でございます。

野口祐子委員でございます。

保谷武委員ですが、本日、所用のため欠席でございます。

安川千春委員でございます。

続きまして、事務局職員を紹介いたします。

土地水政策課長の小山でございます。

みどり自然課長の高橋でございます。

農業政策課長の中村でございます。

森づくり課長の鈴木でございます。

都市計画課長の石川でございます。

産業基盤対策幹の武田でございます。

続きまして、次第の4、「会長の選出及び会長代理の選任」についてでございます。

本日は、委員改選後初めての審議会となりますので、本任期の会長の選出及び会長代理の選任をする必要がございます。

会長の選出でございますが、埼玉県国土利用計画審議会規則第4条第1項の規定により、会長の選出は、委員の互選によるとなっております。委員の皆様から会長としてどなたか御推薦いただきたいと存じますが、どなたか御推薦いただけますでしょうか。

○野口委員 はい。

○司会 野口委員、お願いいたします。

○野口委員 はい。これまでも審議会の産業分野の委員で土地利用に精通しておられる黒川委員を推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の発言）

○司会 ありがとうございます。それでは、黒川委員を会長として異議なしとの御発言が皆様ございましたので、皆様御同意いただきましたということで、黒川委員に会長をお願いしたいと存じます。それでは、黒川委員、会長席にお移りいただきますようお願いいたします。

（黒川委員、会長席に移動）

○司会 それでは、黒川会長から就任の御挨拶をいただきたいと存じます。黒川会長、よろしく願いいたします。

○黒川会長 ただいま会長を拝命いたしました黒川文子でございます。現在、獨協大学で経営学を教えております。専門は自動車産業の経営戦略です。会長として一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き議事を進めたいと思いますが、これからの議事進行につきましては、審議会規則第5条第1項の規定によりまして、会長が会議の議長となります。

黒川会長、これからの議事進行につきまして、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川会長） それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、スムーズな会議の進行に御協力いただければと存じます。

まず、議事に入る前に、会長代理の選任がございます。審議会規則第4条第3項の規定により、私から指名させていただきます。

恐縮ではございますが、岡庭丈夫委員に会長代理をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の発言）

○議長 ありがとうございます。岡庭委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡庭委員 よろしくお願ひします。

○議長 次に、本日の議事録に署名をお願いする委員を、審議会規則第7条第2項の規定により、私から指名させていただきます。

今回は、石崎涼子委員、小口千明委員にお願いいたします。

○石崎委員 よろしくお願ひいたします。

○小口委員 承知いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 それでは、よろしくお願いいたします。次に、会議の公開についてお諮りします。審議会の会議は公開が原則で、3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができる規定となっています。本日の議題は次第のとおり、「埼玉県土地利用基本計画の変更（熊谷・坂戸農業地域の縮小）について」、「埼玉県土地利用基本計画（森林地域）の変更に関わる事前の意見聴取について」の諮問2点となっておりますが、原則どおり公開としてよろしいですか。

(「はい」の発言あり)

○議長　それでは、会議を公開とします。なお、傍聴はオンラインでの傍聴となります。傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○事務局　傍聴希望者は5名おります。入室させます。

○議長　それでは、次第に従い、議事に入ります。まず(1)「埼玉県土地利用基本計画の変更(熊谷・坂戸農業地域の縮小)」について審議を行います。事務局から計画案の説明をお願いいたします。

○小山土地水政策課長　土地水政策課長の小山でございます。まず、議事の説明の前に、改めて、審議会の役割と土地利用調整に係る法体系について、御説明いたします。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

埼玉県国土利用計画審議会の役割等を記載した資料を画面共有しておりますので、御覧ください。会場の皆様はお手元の「当日①審議会の役割等」の資料又はモニターを御覧ください。

埼玉県国土利用計画審議会は、国土利用計画法第38条に基づく附属機関でその主な役割は、埼玉県土地利用基本計画の変更等に際して、意見を述べることなどです。具体的には、大所高所の観点から県土利用についての意見を述べていただき、土地政策に反映していくことを目的としております。

次のページの「土地利用調整に係る法体系」を御覧ください。国土利用計画法では、資料上段ですが、県土利用の基本的な方針を示した第5次埼玉県国土利用計画、資料中段ですが、この第5次計画を踏まえて策定する埼玉県土地利用基本計画の2階建てとなっております。また、土地利用基本計画につきましても、埼玉県を都市地域や農業地域などの5地域に区分し、これら地域の土地利用の原則などを定めた計画書、埼玉県地形図に五地域を図示した計画図の2つで構成されております。

今回の諮問は、この計画図の変更に係るものですが、委員の皆様におかれましては、計画書の方針等と照し合せて当該案件の土地利用転換が適切であるかなどを御審議いただくものです。

最後に、資料下段ですが、都市計画法などの個別規制法の計画は、土地利用基本計画に即して作成することとされております。

引き続き、議事(1)「埼玉県土地利用基本計画の変更(熊谷・坂戸農業地域の縮小)」について、御説明申し上げます。資料1-1を御覧ください。

「1 土地利用基本計画の変更内容」は、熊谷と坂戸市内の農業地域の縮小であり、県内の農業地域の面積を61ヘクタール縮小するものです。

続いて資料1-2の「農業地域の縮小(熊谷市)について」を御覧ください。左上の「所在地」に、農業地域を縮小する地区を赤枠で記載しております。右上の「変更地域の概要」の「変更の理由」を御覧ください。平成29年に、秩父鉄道のソシオ流通セン

ター駅が新設され、その後、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったため、農業地域から除外するものです。周辺は市街化区域内の工業地域となっており、地区内も、卸売市場や倉庫などが立地している状況です。「事業手法」は、熊谷市による土地区画整理事業を行うもので、面積は、駅前広場など約3ヘクタールを除いた、約11ヘクタールです。変更案に係る熊谷市長の意見はありませんでした。

中央下の「現況 航空写真」を御覧ください。現況の土地利用は、概ね工業用地等として利用されております。

左下の「土地利用基本計画図」を御覧ください。左側の土地利用基本計画の変更前の図について、赤枠が対象区域ですが、オレンジ色の農業地域と、赤色の都市地域になっており、2つの地域が重複しております。今回の変更で、この農業地域を縮小して、右側の図のとおり、都市地域のみ、とするものでございます。

続いて、次のページの「農業地域の縮小（坂戸市）について」を御覧ください。左上の「所在地」に、農業地域を縮小する地区を赤枠で記載しております。右上の「変更地域の概要」の「変更の理由」を御覧ください。首都圏中央連絡自動車道の坂戸インターチェンジに近接しており、土地区画整理事業による計画的な市街地整備が図られることが確実となったことから、農業地域から除外するものです。周辺の状況ですが、南側に圏央道、東側に一級河川越辺川、西側が既存の集落となっており、地区内は、農用地区域である田んぼとなっております。「事業手法」は、個人施行の土地区画整理事業を行うもので、面積は約47ヘクタールです。変更案に係る坂戸市長の意見はありませんでした。

中央下の「現況 航空写真」を御覧ください。現況の土地利用は、田んぼとなっております。

左下の「土地利用基本計画図」を御覧ください。左側の土地利用基本計画の変更前の図について、赤枠が対象区域ですが、オレンジ色の農業地域と、赤色の都市地域になっており、2つの地域が重複しております。今回の変更で、この農業地域を縮小して、右側の図のとおり、都市地域のみ、とするものでございます。

なお、6月に改定した土地利用基本計画では、原則、農用地区域である農業地域には、工業・流通業務施設を誘導しないこととしております。しかし、当地区は、土地利用基本計画に基づき作成されている市の「都市計画マスタープラン」において、産業系の土地利用を行う地区として位置付けられていること、また、平成27年には、地元地権者の協議会が設置されるなど、計画・調整を進めてきたものでございます。

このようなことから、県といたしましては、当地区につきまして、例外的に、都市的土地利用への土地利用転換、つまり、農業地域を縮小する変更案について諮問したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 議長　ただいま事務局から説明がありました「埼玉県土地利用基本計画の変更（熊谷・坂戸農業地域の縮小）」について、御意見、御質問があればお願いします。
- 御意見、御質問はございませんか。
- 議長　ないようでございますので、質疑は終了いたします。
- それでは、審議会の答申を決定するにあたり、採決を行います。知事から諮問のありました埼玉県土地利用基本計画の変更、（熊谷・坂戸農業地域の縮小）について、御異議はございませんか。
- （「異議なし」）
- 議長　異議がないようですので、諮問事項につきましては適当である旨の答申をいたします。
- では、答申に付すべき御意見がございましたら、御発言をお願いします。
- 小口委員　すみません、川沿の地域ということで、ハザードマップなどでこの辺りは洪水などの予測が立てられている地域なんではないでしょうか。そのようなことに十分注意して開発を進めるといふことであればいいんですけども、その辺り御留意くださいということをちょっと申し添えたいなと思いますが、いかがでしょうか。
- 石川都市計画課長　都市計画課でございます。御指摘のとおり、坂戸の地区につきましては浸水想定が示されております。これに対応するために、この土地区画整理事業において調整池を設けるとともに、約3メートルの盛土を行って当該地区の浸水を防ぐというものになっております。また、進出する企業には、ハードだけではなくて垂直避難等ができるような取り決めが行えるように地元坂戸市が事業者に対して要請を行っていると聞いております。以上でございます。
- 小口委員　はい、どうもありがとうございました。それであれば大丈夫だと思います。ありがとうございます。
- 議長　他にございませんでしょうか。
- ただ今御発言いただきました御意見につきましては答申に記述することにいたしますが、文案につきましては私に御一任いただくことでよろしいでしょうか。
- （「異議なし」）
- 議長　ありがとうございました。以上で（1）の審議は終了いたします。
- 議長　次に、「（2）埼玉県土地利用基本計画（森林地域）の変更に関わる事前の意見聴取について」審議を行います。事務局から説明をお願いします。
- 小山土地水政策課長　はい。それでは、議事（2）「埼玉県土地利用基本計画（森林地域）の変更に係る事前の意見聴取」について、御説明申し上げます。
- まず、議事の説明の前に、森林地域の変更に係る審議会への意見聴取については、令和6年5月15日の第77回の審議会において、取扱いが変更されましたので、御説明いたします。

参考資料2「森林地域の変更に係る埼玉県国土利用計画審議会への意見聴取に関する取扱いについて」を御覧ください。また、意見聴取の取扱いについて、変更前後を示したフロー図を画面共有しておりますので、併せて御覧ください。会場の皆様はお手元のフロー図の資料又はモニターを御覧ください。

森林地域は、都市計画区域全体を都市地域とするなど、一定のエリアを国土利用計画法上の地域区分とするのではなく、地域森林計画対象民有林の区域など、森林となっている土地を地域区分としている特徴がございます。このため、フロー図の変更前でございますが、森林法に基づく林地開発が完了した後、森林法の地域森林計画の変更に合わせて土地利用基本計画の変更をしようとするとき、国土利用計画審議会の意見を聴取しておりました。

そこで、この意見聴取に代わるものとして、フロー図では変更後ですが、林地開発許可申請時の「事前の意見聴取」と林地開発完了時の「報告」とすることを審議会で決定していただきました。

引き続き、議事の「森林地域の変更に係る事前の意見聴取」について、御説明申し上げます。資料2-1を御覧ください。

森林地域の変更手続きに係る事前の意見聴取の一覧を示しております。1の林地開発許可申請に係るものが3件、2の林地開発許可に先立ち地区計画決定しようとするものが1件となっております。さらに、1の林地開発許可申請につきましては、(1)ですが、審議会で取扱いを決定する前の申請で、林地開発完了を待たずに事前に意見を聴くものが2件、(2)ですが、取扱い決定後の許可申請が1件となっております。

次に資料2-2を御覧ください。

まず、1ページ目ですが、鳩山町内において、太陽光発電施設用地として開発行為を行うものでございます。左上の「所在地」に、林地開発の区域を赤枠で記載しております。右上の「開発計画の概要」を御覧ください。「開発区域の面積」は4.7ヘクタール、「森林地域の面積」は約2.3ヘクタールです。「施工状況」ですが、現在、施工中となっております。右下の「現況 航空写真」を御覧ください。周辺は、畑や太陽光発電施設として利用されております。左下の「土地利用基本計画図」を御覧ください。赤枠が対象区域ですが、緑色の森林地域、オレンジ色の農業地域、赤色の都市地域の3つの地域が重複しております。将来、この森林地域を縮小するものでございます。

次のページを御覧ください。寄居町内において、果樹園利用地として開発行為を行うものでございます。左上の「所在地」に、林地開発の区域を赤枠で記載しております。右上の「開発計画の概要」を御覧ください。「開発区域の面積」は5.6ヘクタール、「森林地域の面積」は約3.2ヘクタールです。「施工状況」ですが、現在、工事は未着手となっております。右下の「現況 航空写真」を御覧ください。周辺は、森林として利用されております。左下の「土地利用基本計画図」を御覧ください。赤枠が対象区域ですが、緑色の森林地域と、赤色の都市地域になっており、2つの地域が重複してお

ります。将来、この森林地域を縮小するものでございます。

次のページを御覧ください。こちらは、第77回審議会での取扱い決定後の許可申請でございますが、入間市内において、倉庫建築を目的として開発行為を行うものです。左上の「所在地」に、林地開発の区域を赤枠で記載しております。右上の「開発計画の概要」を御覧ください。「許可申請日」は令和6年6月13日で、「開発区域の面積」は3.8ヘクタール、「森林地域の面積」は約2.9ヘクタールです。右下の「現況 航空写真」を御覧ください。周辺ですが、圏央道入間インターチェンジや国道16号など、3方向が道路に囲まれ、西側は市街化区域内の工業地域となっています。左下の「土地利用基本計画図」を御覧ください。赤枠が対象区域ですが、緑色の森林地域と、赤色の都市地域になっており、2つの地域が重複しております。将来、この森林地域を縮小するものでございます。

次に資料2-3の「圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地区の地区計画決定に係る事前の意見聴取」を御覧ください。左上の「所在地」に、林地開発に先立ち、地区計画決定しようとする区域を赤枠で記載しています。右上の「地区計画の概要」の「変更の理由」を御覧ください。川越市、日高市及び鶴ヶ島市の3市に跨り、圏央鶴ヶ島インターチェンジに近接する地区で、周辺の田園環境との調和及び既存の樹林を生かした緑豊かな環境を形成するため、地区計画を決定しようとするものでございます。「事業手法」は、市街化調整区域における地区計画を決定しようとするもので、面積は約11ヘクタールです。左下の「現況 航空写真」を御覧ください。周辺は、市街化区域である工業地域や、圏央道に隣接している地域となっております。右下の「土地利用基本計画図」を御覧ください。赤枠が対象区域ですが、緑色の森林地域、オレンジ色の農業地域、赤色の都市地域の3つの地域が重複しております。将来、この森林地域を縮小するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

- 議長 ただいま事務局から説明がありました「埼玉県土地利用基本計画（森林地域）の変更に関わる事前の意見聴取について」、御意見、御質問があればお願いします。
- 逢澤委員 そうしましたら、鳩山町の太陽光発電にかかる質問をさせていただきます。この太陽光発電については、森林地域の変更にかかる事前の意見聴取を実施すると決定した前回の審議会より前の許可申請ということで、このフロー図で言うと、これは変更前の案件ということでよろしいのでしょうか。
- 小山土地水政策課長 はい。変更前の案件です。
- 逢澤委員 ということは、林地開発完了後に通常行う報告や、そういう時に行う意見を出したり出さなかったりということが、変更後であれば、今のこの事前の時に意見を出したりすることができるという認識でよろしいんですね。
- 小山土地水政策課長 そのとおりです。

○逢澤委員　　そういうことですね。それで、太陽光の問題ですと、例えば小川町のゴルフ場予定地だった場所にですね、大規模な太陽光発電を建設しようとしている案件がありますけれども、地元から反対が起きていることや、環境アセスで知事から意見が出されることなど問題も大変多いと考えております、私自身はですね。そこで、小川町のような案件については国土利用計画審議会としても意見を言う必要が私はあると思うんですけれども、まず1つ、林地開発はゴルフ場造成として既に完了しているのかということ、あと、今後審議会として意見を言う機会はあるのか、それをお伺いさせていただければと思います。

○鈴木森づくり課長　　森づくり課の鈴木と申します。今の御質問なのですけれども、既にゴルフ場の造成として完了しているかということなのですが、小川町におけるゴルフ場の建設の林地開発許可につきましては、前の事業者が開発の途中で倒産したため完了してございません。

また、今後意見を言う機会はあるのかということなのですが、現在、ゴルフ場の建設を目的として許可されておりますので、太陽光発電設備を設置するには、まずは林地開発の変更許可が必要になるわけでございます。そして、事業者から目的変更に伴う林地開発の変更許可申請があれば、森林法に基づき適正に審査を行うということで、この段階で国土利用計画審議会の意見を聴取する形になるかと思っております。以上です。

○逢澤委員　　意見を言う機会があることは理解させていただきました。この林地開発許可申請について、地元市町村の意見は反映されるのか、この鳩山町の件も含めて、今後そのあたりどうなのか教えていただけますか。

○鈴木森づくり課長　　はい、地元市町村の意見も、変更許可申請が出された段階で意見聴取を行うことになっております。以上です。

○逢澤委員　　わかりました。ありがとうございます。

○議長　　他に御意見、御質問はございませんか。

○武内委員　　ちょっと関連するんですが、鳩山と寄居両方なのですが、非常に基本的なところなのですが、この基本計画図を見ますと、要するに開発行為が行われるのが、例えば鳩山の場合に4.7ヘクタールあって、そのうちの2.3ヘクタールが太陽光施設ということで、ここに赤く示されたところなのですが、これを見ると、ほとんどが森林区域のように見えるのですが、これ、どういうふうに見たらよろしいのでしょうか。開発区域はもっと広いのでしょうか。

○内野森づくり課主幹　　森づくり課です。この赤い枠自体が事業区域全体を示した面積でございます、例えば鳩山の案件ですと、4.7ヘクタールとなっているのは事業区域でございます。その中の、今回の開発によって、失われる森林地域の面積が2.3ヘクタールということで、この事業区域の中には、いわゆる森林法の5条森林と呼ばれる地域森林計画に入らない森林もございますし、あとは元々森林でない地域、また残置森林と言いまして事業区域に含まれるのですけれども、森林地域から落とされない森林も

ございますので、面積の相違がございます。以上です。

- 武内委員　　そうしますと、開発区域というのは、ここに赤い線で示されているよりもっと広い地域ということですか。
- 内野森づくり課主幹　　赤いところが開発区域全体で、この中で落ちる森林があるということですか。
- 武内委員　　森林地域というのは、一応その上に全部被ってるけども、その中でも取り扱いが違うということなのですか。
- 内野森づくり課主幹　　今回の場合は、赤い地域が全部森林地域でないところもあるのですが、赤い区域の中から、将来落とす森林地域の面積がその括弧数字となつてございまして、赤い区域の中でも森林地域として残る地域、いわゆる残置森林とかですが、そういうものがございまして。森林法の許可の時に、開発目的に応じて何パーセントぐらいの森林をそのエリアの中に残しなさいというのを決めておりますので、この差が、例えば残る森林の面積ですとか、森林以外の面積ということになります。
- 武内委員　　わかりました。
- 議長　　他に御意見、御質問はございませんか。
- 井上委員　　井上です。発言をさせていただきます。

まず、資料2-1の中から現状確認をさせていただきたいと思います。施工状況の中に、進捗状況、施工中とありますが、施工中とはいへ、いろんな段階があると思いますので、今どの段階にあるのかというのを確認させていただきたいと思います。

それから、この太陽光発電は1社が行う予定のものなのかという点を確認させていただきます。

それから、先ほどの進捗状況にも絡みますが、やはりこういう太陽光発電の計画については地元の理解なく進めていくと、先ほど小川町の事例、逢澤委員が出されましたが、のちに揉めることは容易に想像できますので、地元地域との説明会の状況であるとか、それに対する事業者との理解がうまく進んでいるのか、こうした進捗も合わせてお聞かせください。まず、お願いいたします。

- 鈴木森づくり課長　　森づくり課鈴木でございます。まず、鳩山の状況につきまして、6月25日に着手届が出されておりますので、すいません、今タイムリーな状況は把握しておりませんが、1か月経ったので、おそらく木の伐採等に着手していることと思います。

寄居町の状況につきましては、現在未着手となっております。

施工業者は1社か複数社かというお話なのですが、それぞれ単独で申請をされておりますので、1社でございます。

地元の理解は得られているかということで、市町村の意見照会では特に異議があるものはございません。さらに、地権者とかその周りの方から、例えばため池の利用ですとか、そういったものですね、地域の方から反対の意見が出されているということとはご

ざいませぬ。以上でございませぬ。

○井上委員　それでは、今の答弁を含めて、踏まえて確認をさせていただきますが、この際ですので鳩山の方に絞ってお話させていただきます。

まず、地元鳩山町の町議会の記録を事前に拝見させていただいたのですが、この周辺にも実は太陽光発電所というのが存在しているということ、そしてその一部には未稼働の施設もあるということをお伺いいたしました。そして、それぞれは既に林地開発許可申請が通って進んでいる事業なのですけれども、今回の案件の許可を出すかどうかを判断していく上で、この周りがうまくいってないというのは、重要なポイントになろうかと思っているのですが、その点を担当課として把握しているのかどうか、確認をさせていただきます。

それから、仮になのですが、工事が途中で止まるとか計画どおりに行かない場合、先ほど小川町の事例ありましたが、本来、許可を出した目途のように進捗しない場合というのは、林地開発許可というのはどうなるのでしょうか。県の担当課、土地水政策課等からちゃんと進捗を把握した上でそのままいいかどうかというのを判断していくという形になっているのか、ちょっとその点を確認させていただきます。

○鈴木森づくり課長　森づくり課の鈴木でございます。先ほど、周辺の地域で稼働していない太陽光施設があるかどうかというお話ですけれども、申し訳ございません、それについては把握してございません。林地開発許可が完了すると、我々の手続き上はそこで完了してしまうということがございますので、そういう状況でございます。

それから、工事が途中で止まった場合、計画どおりに行かなくなった場合、進捗しない場合、林地開発はどうなるかということでございますが、林地開発許可の前提として、まずは安全施設を先に整備するということがございます、安全施設というのは、例えば調整池ですとかそういった防災施設をちゃんと作ってから着手することになりますので、先ほど小川町のゴルフ場の件があるのですけれども、あちらにつきましても、まずは防災施設を整備して、そのあと、資金繰りが立ち行かなくなって止まった、というふうに理解しているのですけれども、そういう意味では、防災上は安全な状態で開発行為を進めていくということになります。そして、その都度、先ほど、まだ着手して間もないことから情報として私の方にはまだ入ってなかったのですけれども、現場の許可権者の方も、逐一状況を判断、把握しながら開発行為を進めていきます。そういうことで、安全管理はしっかりと行っていくというようなことでございます。以上でございます。

すいませぬ。1点、先ほどちょっと答弁漏れと言いますか、認識が少し違ったところがあったのですが、先ほど周辺施設で鳩山町で止まっているところということがあったのですけれども、林地開発許可上は、もう既に完了されているところでございますので、営業が途中で止まってしまったところまでは林地開発許可権者としては把握していないところでございます。以上でございます。

○井上委員　はい、ありがとうございます。その林地開発許可を出すという段階を我々

は担っている、という認識ですので、その後、計画がうまくいったかどうかというのは、この審議会の権限を超えていくのかもしれないのですが、とはいえ、この林地開発許可については、当然その事業計画なども見ていくと思うので、現時点でこの鳩山町の竹本というところの事業は予定どおり行くという認識のもとに、今後というか、林地開発許可を出していくという流れで今は進んでいるという認識でよろしいでしょうか。そして、その前提としてお伺いしたのが、先ほどの、この近隣でうまく、うまく言い方も変ですが、計画届出が出ている、でも未稼働な件数があるという状況が他にあるかという点なんですね。

そして令和6年3月議会、鳩山町議会での執行部側の答弁を一部紹介しますが、平成30年度は5件の計画届出に対して未稼働が1件。令和元年は14件に対し未稼働9件、その9件のうち2件はすでに事業を中止、実質は7件。令和2年度は10件の計画届出に対し未稼働2件。令和3年度は5件の計画届出に対し未稼働2件。令和4年度は1件に対し未稼働が1件。令和5年度は1件の計画届出に対しこれについては未稼働がない。合計すると、平成30年度からの令和5年までの計画届出総数36件に対し、実質が13件、未稼働であるというような状況でした。

近隣でこのようなことが起こっている中で、先ほど私が1個目の質問という意味でしたが、この場所における計画はうまく進むという認識のもとで今後林地開発許可を出していこうとしているのかという点でしたが、今私が申し上げたような点を持ってして、きちんとうまくいくという認識でいるのかを確認させてください。以上です。

○鈴木森づくり課長 はい。森づくり課長でございます。我々が許可を下ろしているのは、その造成が確実に行われるかということで審査しております。それに要する費用として、資金、資力、信用というところの審査を行っておりまして、その後の稼働で途中でつまづいて止まるというところまでは、我々の林地開発の許可では審査はしておりません。以上でございます。

○井上委員 国土利用計画審議会および土地水政策課における林地開発許可の担う範囲というのは、今御答弁いただいたとおりかと思えます。ただ、これは専門的な意見ではないですけれども、やはり貴重な限られた森林を、この許可をすることによって造成なり伐採が進んで、結果進みませんでしたと言うと、やはり、なんで許可を出したんだという話にもなる課題なのかなというふうには思っているのですが、ここは、先ほど言っていた資金繰りであるとか、そういったところの調査なり分析というところは、今さっき私が申し上げたような点を慎重に慎重を重ねて行っていただきたい、ということを私は思いますが、その点についての考えを再度お聞かせください。

それからもう1点、そもそもですけれども、この鳩山町に、いわゆる希少植物とか動植物とか、そういった生物多様性の点においてどういう立地であるのか、というのをお聞かせください。その上で、それらの状況というのは林地開発許可を出しても十分であるというような判断状況にあるのか、というのを最後確認させていただきます。

○鈴木森づくり課長 森づくり課でございます。最初に、私、ちょっと言葉足らずで確認したい点があるのですけれども、先ほど委員が、太陽光が鳩山町で稼働しているところと稼働していないところの内訳をおっしゃられていたんですけど、おそらく我々が林地開発許可をしていないもの、例えば農地ですとか、森林以外のものを全部含めたお話をされているのだと思いました。ということで、私が総括して言うのはいかがなのかなと思っております。

先ほどのお話で、森林法だけで申し上げますと、森林法は4つの要件それぞれがクリアされてれば許可しなければならないというところで、先ほど来申し上げております造成に必要な資金がちゃんと調達できているのか、自己資金であったり、借りるのであればちゃんと証明が出ているのか、途中で資金がないまま終わってしまうことのないように、そこはしっかりと見ているところでございます。

希少植物ということですので、林地開発許可をする前には関係法令の所管するところに全部意見照会をして、確認した上で実施してございます。以上でございます。

○井上委員 まず、先ほどの計画届出未稼働の割合については、今御答弁いただいたとおり、林地許可を伴わないものも含めた件数として私申し上げております。であればなおのことですね、その中で林地開発を伴うものがあるとすれば、御答弁もいただきましたが、造成に耐えうる資金力等をしっかり精査をしていただきたいというふうに思いますので、そのことは申しておきたいと思えます。

それから、今回が新しい制度に切り替わって初めてなので、動植物の調査をしたり、関係するところに意見を聞くというプロセスが、どこで、もうすでにそれを行っているのか、今後やるのかというところを、今回で言うところのフローチャートのどこに入るのかというのを御説明していただいた上で、重ねてですけれども、そちらもぜひ丁寧にやっていただきたいと思えますので、その点について確認をさせていただきたいと思えます。

○小山土地水政策課長 先ほどの委員の質問についてですが、動植物の調査等含めて、いわゆる関係法令にかかる手続きにつきましては、このフロー図で言いますと、この下の段で「変更後」の上、一番左側の「林地開発許可申請」というところから林地開発許可までの間、この間で意見照会がされることにしております。その内容につきまして、許可するにあたって、特段の意見がないというふうに担当課になされているものとして承知しております。以上でございます。

○井上委員 すいません、もう1点確認したいんですけど、今の話で言うと、林地開発許可申請が、この鳩山のケースで言うと、令和5年10月31日に申請があって、許可日が令和6年1月29日と書いてありますけれども、フローチャートで言うと、その間ということは、すでに終わってる、行われたという認識でよろしいですか。

○鈴木森づくり課長 森づくり課でございます。そのとおりでございます。

○井上委員 であれば、その上で、今言った関係法令等に照らし合わせたなかで言う

と、特段意見が上がってこなかった、要は、その許可申請上、障害になるというか課題となるようなことは上がってこなかったという認識でよろしいですか。

○鈴木森づくり課長 森づくり課でございます。特段問題になるということは伺ってございません。以上でございます。

○議長 内海委員から手が上がっておりますので、御発言お願いいたします。

○内海委員 ありがとうございます。今回初めて参加をさせていただきました内海でございます。土地利用制度などを専門としております。聞こえておりますか。

まず初めに、一般的にこの林地開発許可においては、林地開発許可が完了した後で追認的な手続きを行うようなものなっているのですが、この度の埼玉県で始められている手続きというのは、林地開発許可申請の段階、林地開発の許可の後じゃなくてそのまえに審議会に諮られる、というような手続きで、計画的な許可を進めていく上で1歩踏み込んだものとなっていて、私は評価ができるというふうに思っております。

その上で、お聞きしたいのですけれども、この林地開発の許可をするとしても、一定の緑地を残すことは可能であると考えられます。つまり、ある一定の基準に基づいて緑を残していくというようなことが可能であると思っておりますが、埼玉県の場合は、どのような割合でこの緑地を残していくことを可能にする基準が存在するのか教えてください。また、それぞれの開発で許可が行われたとしても、できるだけ林地、緑を残すような検討をしていただければと思います。以上です。

○鈴木森づくり課長 はい。森づくり課鈴木でございます。お答えさせていただきます。先ほど森林率というお話がございましたけれども、林地開発許可においてですね、その事業目的によって率は変わってまいります。今回、鳩山の太陽光に関して申し上げますと、事業用地ということで25パーセントを確保しなさいという基準になってございます。今回、基準としては25パーセントなのですが、事業者の申請は47.2パーセントということで、我々としても必要な森林はなるべく残していただきたいという気持ちもありますので、ただ、基準以上の負荷はかけられませんので、あとは事業者の努力かなと思っております。以上でございます。

○内海委員 はい、ありがとうございます。この25パーセントというのは、何の規定に基づいたものですか。法律上、あるいはその法律を踏まえた委任条例、委任規定のなかでの埼玉県の設定ということなのでしょうか。その辺りの法的な位置付けを教えてくださいませんか。

○鈴木森づくり課長 はい。森づくり課の鈴木でございます。元々は、国の機関委任事務だったのが途中で自治事務に変わりました。その時に、そもそも国が定めていた率を引き続き県としても使っているところです。以上でございます。

○内海委員 わかりました。ありがとうございます。自治事務ですので、より緑地を残していくというような観点から、国が定めてきたこれまでのパーセンテージに加えて、より、もちろん事業者のお考えのもとでなのなのですが、できるだけ林地を残してい

ただくような形での方向性で検討してください。以上です。

- 議長　それでは、知花委員から手が上がっておりますので、御発言お願いいたします。
- 知花委員　はい、ありがとうございます。ちょっと先ほど2人の委員のお話を伺っての感想なのですが、今内海先生がおっしゃったとおり、元々、追認だったものが前もって意見聴取できるようになった、というのは非常にいい制度だと私も思っております。
- ただ、前に伺ったのは、こういう森林開発に関する審議は森林審議会の方でやるべきものですが、それだと10ヘクタール以上という非常に大規模なものではないと引っかからないということで、こういう小規模なものについてここで意見を言うということかと思えます。それはいいのですが、先ほどから意見を伺っていると、この意見聴取の段階が早いような気がするんですね。というのは何かというと、本来、森林審議会であれば、例えばこの範囲にどういう希少種があって、どういう対策を取るのかとかですね、あるいは、さっきから出ていたような調整池は一体どこに作るのかとか、どういう会社がどういう目的でやっているのかとか、もう少し具体的な案であるとか、その詳細情報が森林審議会の方で上がってきて、こういうところは注意が必要なんじゃないかというような意見を言ってるような気がするのです。もう少し林地開発許可を出す手前の、詳細の設計みたいなのが見えた段階で、ここで意見を言うのはなかなか難しいのでしょうか。すいません、せっかく変更していただいた直後に言うのもなんなのですけれども。
- 小山土地水政策課長　土地水政策課です。今の御意見につきましては、審議会の性格上ですね、国土利用計画審議会におきましては、林地開発の詳細な内容のところまでですね、踏み込むような性質ではございませんで、全体の土地利用で見るとこの土地利用が適切かというのを判断する、というような役割分担になっているということで御理解いただければと思います。以上でございます。
- 知花委員　わかりました。ありがとうございます。そうするとですね、多分皆さんのさっきの意見を伺っていると、もう少し森林審議会に近いようなスタンスで、皆さん意見を一生懸命おっしゃっていただけたと思うので、ちょっとその位置付けを共有していただければ、この審議会の所掌範囲というかですね、一体どこまで、というのがもう少しクリアになるのかなと思って発言させていただきました。どうもありがとうございます。
- 鈴木森づくり課長　森づくり課鈴木でございます。先ほどですね、答弁した中でちょっと誤解を招いていたとしたら修正しなければいけないかなと思ひまして、ちょっと先ほどの太陽光のくだりのところで、その造成後のことについて私答弁したのですが、もう一度、再度確認の意味も込めまして説明させていただきます。

林地開発許可をする時にですね、その太陽光発電、他の目的もそうなんですけれど

も、その造成が確実に行われるということの資力、信用を確認しておりまして、そこでしっかりと現場ができて確認行為を行います。その後の、例えば太陽光発電であれば経営がされていくわけですけれども、その後のことをですね、この林地開発許可の中でずっと確認していくということはないというような趣旨で申し上げました。その後何が作られてもうちは関与しない、とかそういうことではございませんので、そういう意味でございます。失礼します。

○議長 ありがとうございます。他に御意見、御質問はございませんか。

○安川委員 いいですか。

○議長 はい。では、御発言お願いいたします。

○安川委員 はい。先ほど、農業地域の場合は市長の意見を聴取している欄がこの資料の中にあっただけですけれども、この森林地域に関しましては、市長ですとか町長の意見を手続き上の中で聞くという、そういう段階はないのでしょうか。手続き的などころの確認と、あと、先ほどから色々意見が出ているものと重複してしまうかもしれないのですけれども、こういう形で申請が出てきてる段階で、先ほども出てきましたけれども、土砂災害ですとかそういった災害が多い中で、この森林を伐採ですとか開発することによる影響っていうのも十分に考えたうえでこういった許可申請が出てきているのか、その辺を確認させていただきたいのですが。

○鈴木森づくり課長 はい。森づくり課の鈴木でございます。まず、1点目のですね、市町村長の意見を聞いているのかというお話なのですけれども、これは先ほど申し上げましたとおり、申請されてから許可する前にですね、必ず地元の市町村の市町村長の意見を確認しております。

それから、土砂災害が起きる可能性がある場合に許可申請上確認するか、ということでしょうか、いずれにいたしましても、許可基準の中ではですね、土砂災害を発生させないこと、ということが明確に決められてございますので、それに基づいた、技術的なところを審査しているところでございます。以上でございます。

○安川委員 すいません、ありがとうございます。そうしますと、先ほどの市町村長の意見というのは、農地のところには書いてあったのですけれども、これ書いてないのは特に理由はないというようなことでよろしいのでしょうか。あえてそこを外しているのかなと思ったものです。

○小山土地水政策課長 そちらについては土地水政策課から答弁いたします。意見の性質上ですね、市町村長の意見もいくつかございまして、いわゆる土地利用基本計画を変える際の意見聴取というのは、今回のこの変更後の取扱いの中ではですね、資料で言いますと、土地利用基本計画の変更の前のタイミングで市町村長の意見を聴取する、ということになっております。先ほど森づくり課が答弁した点については、林地開発を許可するにあたっての意見聴取ということで、これは森林法に基づく意見聴取ということで、同じ市町村長への意見聴取なのですが、それぞれの法律でやるということになって

おりますので、そのように御理解いただければと思います。

○安川委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長 他に御意見、御質問はございませんか。

○石崎委員 先ほどの知花委員の質疑にちょっと関わって、どうも私、何度聞いてもよくわからないので、改めて教えていただきたいのですが、この場で、今こういう森林関係の案件が、林地開発関係の案件が出てきた時に意見を出することができる、という話もどこかの答弁で出てきたと思うのですが、一体何の意見をどこまで出せて、そのためにどういう情報をいただけて、というその辺りの関係性が、何度か資料をいただいているのですが、どうもよくわからないというのが率直なところです。結局のところ、ここでは何を審議し、そしてどこまで、どういう意見が出せる場なのか。

○奥重土地水政策課主幹 事務局から説明をさせていただきます。「当日資料① 土地利用調整にかかる法体系」のところで、もう一度説明をさせていただければと思いますが、諮問案件の（１）については、実際に土地利用基本計画を変更する際の意見聴取という段階で聞いておりますが、諮問案件の（２）については事前の意見という中で、基本的にはこの国土利用計画審議会の趣旨と同じでございます。森林地域の変更については、土地利用転換が終わった後に国土利用計画審議会に意見を聞いても事後追認で形だけになってしまうことから、将来、森林地域が縮小となる森林法の開発許可申請が出てきた段階で、土地利用転換するに当たり、土地利用基本計画書の理念や土地利用の原則とか県土利用の方針など、そういったものを踏まえて適切であるかどうか、という趣旨で事前に意見を聞くというのが国土利用計画審議会になります。そういう視点で皆様の御意見をいただければと存じます。

○石崎委員 土地利用転換ということは、林地開発により土地利用が変わるので、それについて、意見を聴くということでしょうか。

○奥重土地水政策課主幹 はい。その森林地域がなくなるということについて、大所高所からその立地が周辺に悪影響を及ぼすとか、そういった視点で見ていただくということになります。技術的な部分というのは、都市計画法についても農振法についてもそうですが、個別規制法の方で見てますので、国土利用計画法では、転換をした時に立地上の問題が生じるかどうか、周辺に照らし合わせて生じるかどうかというところの視点で見ていただきたい、というのが国土利用計画審議会の設置の趣旨でございます。

○石崎委員 ちょっとしつこいようなのですが、その影響っていう時に、先ほどお話に出たような、希少性のある植物の話ですとか、あと斜面が崩壊するような危険はないのかとか、それもおそらく開発するしないというだけじゃなくて、する時にどういうふうに木を伐採するのか、どういうふうに道を入れるのか、みたいなところでも土砂の影響って変わってくると思うのですが、そういうフォローができるのかできないのかみたいな審議というのもこの場でできるという理解になるんですか。

- 奥重土地水政策課主幹　例えば審議会として答申をいただく段階では、あくまでもやはり国土利用計画や土地利用基本計画書を照らし合わせて、立地上の意見として集約をしていただかなければいけないとは思いますが、個別規制法の幹事も出席しておりますので、事務局に対して自由な質疑はできるかと思えます。最終的な意見として、審議会としては、個別規制法の許可基準などの技術的な部分まで踏み込んで言う、という権限はないというか、分野的にちょっと違うのかなというところでもあります。今の質疑の中では、自由に言っていただいても全然問題はないですし、やはり疑問が湧けば、個別規制法の方できちんとやっってくださいね、というのは意見としてはあるとは思いますが、それは委員個人個人の所見の中での意見と考えます。
- 石崎委員　意見交換はできるけれども、答申の中には入れられない、ということでしょうか。
- 奥重土地水政策課主幹　最終的な諮問の答申の中に付帯意見として入れられるかどうかという、個別規制法の中で、それは都市計画にしる森林法にしる、それぞれの規制の審査基準や許可基準の中できっちと審査をしてるというふうに役割分担をされておりますので、国土利用計画法はあくまで立地、大きな県土利用の基本的な方針とか、土地利用の原則とか、重複してる地域の調整の方針を計画書の方で記載してますけど、それを照らし合わせて土地利用転換が適切かどうかなどを見ていただくこととなります。例えば、山の中の森林を伐採して巨大な住宅団地を作るなどといった時に、それは明らかに市街化を促進してしまう、もしくは市街地への立地誘導方針に反しないか、などそういった大きな立地上の視点で見ていただくというのが最終的な答申の中身なのかなと思えます。
- 石崎委員　最終的な答申がそうだとすると、ディスカッションはできるという理解でいいでしょうか。
- 奥重土地水政策課主幹　ディスカッションは、これまでも森林法に限らず、農地の土地利用転換、市街化区域への編入の件に関しても色々ディスカッションをしてきているので、その中で事務局が、具体的には個別規制法を所管する幹事が、それぞれ所管の中で答えていくという中ではございますので、そこは別に構いません
- 石崎委員　あともう1つ追加で、念押しと言いますか、確認ですけれども、林地開発許可に関しては、10ヘクタール未満のものに関しては、この場というのが唯一の委員とか外から意見を出せる機会であって、残りの部分は庁内の会議で審議されているものという、そういう理解でいいのでしょうか。森林審議会の方では10ヘクタール以下のものは審議されないということですよ。とすると、その意見交換をする場、というのが唯一こういう委員とか審議会の場で意見を交換する場になる、という理解でいいでしょうか。
- 内野森づくり課主幹　あとは、関係機関から意見聴取をしていたり、地元の市町村からも許可するにあたって意見を聴くことになっておりますし、あとは、最近いろんな法

改正もございまして、地元との話し合いをきちんとしているかとか、そういうのもですね、資料としては出させるようにはしております。

- 議長 知花委員から手が上がっておりますので、御発言をお願いいたします。
- 知花委員 すいません、手上げてなかったんですけども。でも今、補足いただいてよくわかりましたけれども、ただ、あれですよ、どちらかというと、地図で平均的に見てこの森林がなくなりますということしかわからないので、さっきおっしゃったように、よほど大規模な開発があるとかですね、あるいは、ここをソーラーパネルにすると云ってる山のすぐ下に住宅地があるとかという場合は意見を言えるのですけれども、そうでなければ、この山を切ってソーラーパネルにしますと言われても、多分皆さん出てくる懸念はどこであっても同じようなことになる気がします。ですので少し走りながらになると思いますけれども、どれぐらいの情報を持ってきていただいて、ここでどれだけ議論するのかを、やりながら少し検討してもいいのかなとは思いました。森林審議会のやるようなことまで踏み込めないということはよくわかるのですけれども、毎回毎回同じようなことをここで言うてもしょうがないので、少し動きながら、どれぐらいのところまで議論できるのかというのを検討できればいいのかなと思いました。ありがとうございます。
- 議長 他に御意見、御質問はございませんか。
- 杉田委員 はい、杉田と申します。お願いします。核論から外れると思うので、意見というふうに捉えていただきたいと思いますが、本日テーマになっておりました農地、それから森林、私はこの両方の地域の中で生活しております。そうすると、実際問題として、今知花委員がおっしゃっていたようにですね、平面上では理解できるけれども立体的には全く理解できないというようなことがたくさん発生しているわけですが、この場で意見を言わせていただくということは、必ずそこに将来的に問題点が想定されるであろうということを元にしての意見というのは多くなってくるのではないかと思うのですが、その意見がどのように今まで反映されてきたことがあるのか、これから先のことはこれから先で議論していただければいいなと思うのですけれども、意見の場合、どんなことが反映されたりしたことがあるのか、もし事例がありましたら伺わせていただきたいと思っております。お願いします。
- 小山土地水政策課長 お答え申し上げます。ここで議論されたことによって計画自体の変更等が反映されたものがあるかというところでございます。審議会に諮問するにあたりましては、その以前の段階で、計画内容について、関係課等で議論し、精査しておりますので、基本的には諮問どおりで差し支えないというような形のもので御審議を頂戴しているというところでございます。計画内容に影響を与えるということはケースとしてはあまりないかなというふうに思っておりますが、ただ、1番最初のとっかかりの部分でありますので、その後、実際の計画を詰めていく中ではですね、ここでの議論で出てきた論点というところで、それを参考にして、計画の中で何かしらの反映がある

ということは、可能性としてはあると思います。ただ、具体的な事例については、今手持ちで持ち合わせておりませんので、御了承いただければと思います。以上です。

○議長 他に御意見、御質問はございませんか。

○岡庭委員 今回入間で倉庫の新設ということで、森林を伐採して倉庫を建てるということで、基本的に国土利用ですので、そこに倉庫を建てることによって、雨水が今までそこに浸透していたものが倉庫を建てることによってその近隣に流れ出るわけですね。県として基準で、何平米以上は例えば遊水池を設けなさいとか、多分基準があると思います。そういった基準をクリアして、今までは良かったんですが、今後こういった気候変動の中で、大きな災害が起きる中で、その今までの基準、例えば1,000㎡であれば、今後はそれを800、500の倉庫であれば遊水池を設けなさいとかいう、そういった基準を設けていかないとやはり近隣に迷惑かけてしまうと思います。いわゆる土地利用ですね、そういった形になると思います。

お聞きしたいのは、今現在、この倉庫が3.8ヘクタールとなっていますが、県として基準をお聞かせいただきたいと思います。そして、今後、異常気象の中で森林を伐採していきますと、どうしても浸透がなくなります。そういった形での大きな開発をするときには、その近隣の排水路、いわゆる、結局最後は川の方に行くんですが、そういった拡張は急にはできないはずですので、そういった流れの中で、今後の検討していただきたいという、審議会としての要望じゃないですけど、意見としてつけさせていただければいいのかなと思っております。以上です。

○奥重土地水政策課主幹 事務局から発言させていただきます。先ほどの降った雨水をどうするかということで、1ヘクタール以上の開発行為、林地開発にしる都市計画法の開発にしる、何かしらの開発や土地利用転換をする場合には、埼玉県雨水流出抑制条例というものがございまして、降った雨水をその敷地内で一旦溜めて、周囲に流出しないように、地下に池みたいのを作ったりとか、オリフィスで徐々に流すといったことは条例がもうすでにありまして、それでしっかりと手当てをしているところでございます。そして、これは河川整備計画上の雨になりますが、1時間あたり50ミリ程度の雨でも、耐えられるように作るということでございます。そういった条例があつて、既に1ヘクタール以上の土地利用転換については適用されているというところでございますので、そこは、周囲に雨水が流出しないようにしています。計画以上の雨であれば流出してしまう可能性はありますが、なかなかそこはやはりナショナルミニマムの部分もあつて、事業者に過度な負担をかけるというのはなかなか法治国家では難しいという中で、一応1ヘクタール以上の計画の降雨、降った雨は外に出さないようにするということは決めているというところでございます。

○岡庭委員 今まで、そういった倉庫とか大きな建物の場合は2種類がありまして、その建物の地下に流水する、また1点はその近隣の駐車場の地下に流水するという、そういった2通りで今進んでると思います。今後とも、先ほど申したとおり、大きな災害が

起きないような形としては、やはりその面積のことも検討できればいいのかなという考えます。ですから、国土利用としては、その辺の面積の下の面積に変更するような形をとるということを、提案ではないですが、ちょっと意見として出せればいいのかなというふうに考えております。

○小山土地水政策課長 最近の降雨の状況等を踏まえますと、いずれは基準等について検討が必要になってくるかもしれません。そこについてはですね、条例を所管する課がございますので、そちらの方でしっかり対応していくというふうに承知しております。当審議会でそういった意見があったということは所管課に伝える、という形にしたいと思います。

○岡庭委員 はい、ありがとうございます。

○議長 他に御意見、御質問はございませんか。

○知花委員 はい、ごめんなさい、何度も。専門なので。今の話で、やはり今おっしゃったように、今気候変動のこととか考えると50ミリの対応はもちろん重要ですけど、それプラスアルファで貯留しようと思えるような何らかのインセンティブ付与みたいな制度が始まっていますので、ここの委員会で言うことかどうかわかりませんが、その辺も踏まえて何か御検討いただければなと思います。他の地域では色々動き始めますので、ぜひよろしくお願いします。すいません、余計なこと言いました。

○議長 他に御意見、御質問はございませんか。

他に御意見、御質問がないようでございますので、質疑を終了いたします。

それでは、審議会の答申を決定するにあたり、採決を行います。知事から諮問のありました埼玉県土地利用基本計画（森林地域）の変更に係る事前の意見聴取について、御異議はございませんか。

（「異議なし」）

○議長 御異議はないようですので、諮問事項につきましては、適当である旨の答申をいたします。では、答申に付すべき御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

（「なし」）

特にありませんでしょうか。

なお、答申の文案につきましては、私に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

（「はい」）

はい、ありがとうございました。以上で2の審議は終了します。

それでは、以上で議長の職を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

○司会 熱心な御審議をいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして第78回埼玉県国土利用計画審議회를終了いたします。

オンライン参加の皆様、委員の皆様におかれましては、Zoomの終了ボタンを押して、各自、退出していただければと存じます。本日はどうもありがとうございました。